

消防用設備等

む そ う か い

と無窓階

むそうかい

無窓階とは…避難または消火活動上有効な開口部を有しない階

火災が発生した場合、窓・出入口（開口部）の大きさは、**避難のしやすさ**、消防隊による**消火活動のしやすさ**に関わります。開口部があっても、小さかったり、数が少ない階は、「**無窓階**」と言われ、消防用設備等の規制は、通常より厳しくなります。

※ 建物の階ごとに判断します。

建物を使い始めたそのときは、無窓階でなくても、使用状況により、その階が、『**無窓階**』となった場合は、**屋内消火栓設備**や**自動火災報知設備**などの消防用設備等が必要となる場合があります。

詳しくは、裏面をご覧ください。

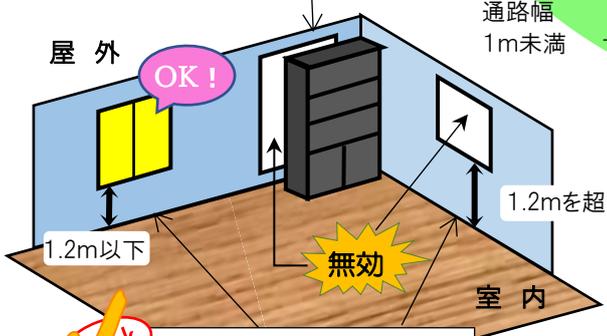
む そう かい
無窓階とならないためには・・・

次の **5つのポイント**と、下表の**大きさ、必要な面積、数** のすべてを満たすことが必要です。

※ **建物の階ごとに判断します。**

Check **ポイント ①**
 開口部の屋外側の通路幅は1m以上あること。
 また、その通路は道路等に通じていること。

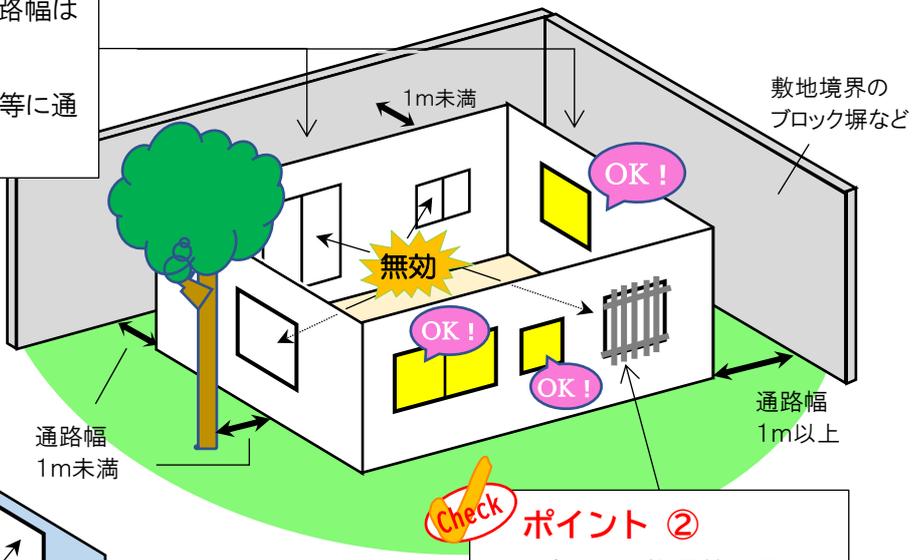
Check **ポイント ③**
 開口部の前には、何も置かれていないこと。

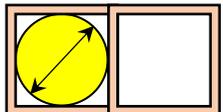
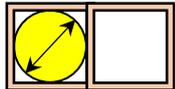


Check **ポイント ④**
 開口部の下端の高さは、床面から1.2m以下であること。

Check **ポイント ⑤**
 破壊しやすいガラスであること。※ ガラスの種類、厚さ、フィルムの種類により、有効な開口部として扱われないものがあります。

Check **ポイント ②**
 開口部には、格子等が設けられていないこと。



対象階	有効な開口部の大きさ、必要な面積、数	
11階以上の階	直径 $\geq 50\text{cm}$ 以上の円が内接 	直径 50cm 以上の円が内接できる開口部の面積の合計が、その階の床面積の 1/30 を超えている
10階以下の階	11階以上の階の条件のほか、 直径 $\geq 1\text{m}$ 以上の円が内接  ↑ ↓ いずれか2カ所以上  幅 75cm 以上 高さ 1.2m 以上	① 直径50cm以上の円が内接できる開口部の面積の合計が、その階の床面積の1/30を超えている ② ①の開口部のうち2カ所以上が次のアまたはイの条件であること ア 直径1m以上の円が内接できる イ 幅 $\geq 75\text{cm}$ 、高さ $\geq 1.2\text{m}$ 以上

詳しくは、消防署にご相談ください。

- 甲府地区広域行政事務組合消防本部**
- 査察課 査察企画係 TEL 055-222-1284 (甲府市伊勢三丁目8番23号)
 - 中央消防署 査察係 TEL 055-254-9119 (甲府市丸の内一丁目1番19号)
 - 南消防署 査察係 TEL 055-233-1499 (甲府市伊勢三丁目8番23号)
 - 西消防署 査察係 TEL 055-276-3825 (甲斐市竜王 3314 番地 1)